

高齢雇用継続給付等算出シュミレーション表(令和7年4月1日施行予定分)

年金額	2,400,000		60歳到達時等の賃金月額 <(みなし)賃金日額*1×30> =C*4	賃金低下率(%)の範囲		高齢雇用継続給付 =B		高齢雇用継続給付 支給に伴い、 在職老齢年金制度の仕組み による支給停止に加え、 さらなる年金支給停止		賃金		年金に係る 差引支給額 ③-④=⑤	合計 支給額 D+⑤				
	基本月額 (年金額×1/12)=①									200,000				500,000		支給額*5 A+B=D	支給率 D/C
	支給停止調整額 (令和7年度は未定) (令和6年度は50万円)									500,000							
標準報酬月額 (支給対象月に 支払われた賃金 * 2) =A	在職老齢年金制度の 仕組みによる 支給停止額=②	差引 基本月額 ①-②=③	賃金低下率(%) <A/C>	75以上	64超	64以下	支給率	支給額*6	年金停止率	年金停止額 =④							
330,000			66.00	75以上	64超	64以下	FALSE	0	FALSE	0	330,000	66.00%	190,000	520,000			
総報酬月額相当額 * 3	10,000	190,000	66.00	○			7.93%	26,169	3.17%	10,461	356,169	71.23%	179,539	535,708			
320,000							FALSE	0	FALSE	0	330,000	66.00%	190,000	520,000			

- * 1 高齢雇用継続基本給付金の場合では原則として、60歳に達した日を離職した日とみなして、60歳に到達する前6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して算出されます。一方、高齢再就職給付金の場合では、みなしではなく、実際の賃金日額を用いることになります。
- * 2 高齢雇用継続給付が支給されることになる月に支払われる賃金(支給対象月に支払われた賃金)のこと。当該額が376,750円(R6.8.1～R7.7.31までの額)を超える場合には、当該給付金は支給されません。
- * 3 在職老齢年金制度の仕組みによる調整の対象となる月における標準報酬月額と当該月以前1年間の標準賃与額の総額を12で除して得た額を合算した額のこと
- * 4 60歳到達時等賃金月額は、その算出した額が494,700円(R6.8.1～R7.7.31までの額)を超える場合は、494,700円(同)になります。また、当該算出した額が86,070円(同)を下回る場合には、86,070円(同)になります。
- * 5 支給対象月に支払われた賃金の額と当該算出した給付金額との合計額が376,750円(R6.8.1～R7.7.31までの額)を超える場合は、376,750円(同)から支給対象月に支払われた賃金の額を控除した額が当該給付金の額になります。
- * 6 当該算出した給付金の額が2,295円(R5.8.1～R6.7.31までの額)を超えない場合は、当該給付金そのものが支給されません。

注1) 黄色で示されたセルにご入力いただくことで「高齢雇用継続基本給付金」等が自動的に算出されるよう設定しています。なお、「支給率」及び「年金停止率」の欄で「FALSE」と表示されている行については、ご入力いただいた方には当てはまらないことを意味していますので、無視していただくようお願いいたします。

注2) この表では、標準報酬月額と支給対象月に支払われた賃金の額とは便宜的に、同じ額にしています。ただ、実務上は相違することが一般的であろうと思われます。その場合には、「高齢雇用継続給付」については支給対象月に支払われた賃金の額を基に、「さらなる年金支給停止額」については標準報酬月額を基に算出します。